

弁護士法人

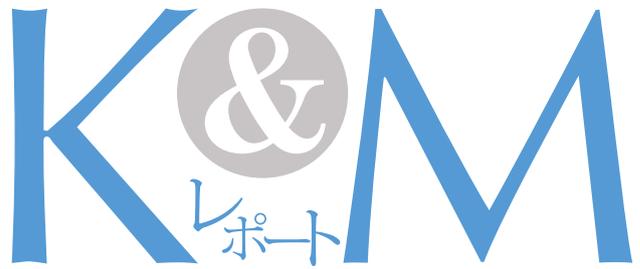
小寺・松田法律事務所

札幌事務所

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL.011-281-5011 FAX.011-281-5060

<https://www.kmlaw.jp/>



発行：令和4年6月 Vol.34



どんな些細な不安も、 早めの相談を



弁護士法人小寺・松田法律事務所
弁護士 小寺 正史

記 録的な大雪に右往左往したと思ったら、全力疾走で花の春がやってきました。長らく強いられていた新型コロナウイルス感染による社会活動の制限も、緩和されてきています。初夏の日差しの中、ようやく日常に戻れそうな感じでホッとします。

先般、地震災害軽減に取り組んでいる、福和伸夫名古屋大学名誉教授の講演会がありました。教授は、大震災と疫病の流行に人類は何度も悩まされてきているが、特に日本では大震災が周期的に起きている。東日本大震災以上の大震災が必ず来ると考え、その対策をすることが重要だと力説されていました。国や企業だけではなく、私たち個人も、食料の備蓄など防災対策が必要不可欠であると再認識いたしました。

コロナウイルス感染による種々の停滞はありましたが、「成人年齢の引き下げ」などの法律は予定通り施行され、裁判は通常どおり進められてきました。当事務所でも感染対策を取りながら業務を行ってまいりましたが、コロナウイルス感染の影響で、相談を控えられた方もいらっしゃるのではと案じています。

「弁護士に相談することかどうか分かりませんが」と前置きをした相談をされる方が時々いらっしゃいます。法律は経済活動や日常の生活のルールを定めたもので、経済活動や日常の生活と密接に関連しています。弁護士は経営相談や、人生相談を受けながら法的観点からアドバイスをしています。「K&Mレポート」をご縁に、どんなことでも遠慮なくご相談いただければと思います。

連載 知的財産権 ②1 意匠権の基礎知識 4

弁護士
松田 竜



今回は令和2年、3年から施行された改正意匠法について説明します。この連載で、前回までに説明した内容にも改正が行われています。

1.保護対象の拡充(令和2年4月1日施行)

従来、意匠法の保護対象は「物品」に限られていましたが、改正によりアプリ等の「画像」、「建築物」の外観、「内装」デザインについても意匠登録が可能になりました。

2.関連意匠の拡充(令和2年4月1日施行)

従来、一貫したコンセプトに基づくデザインについて、関連意匠の出願は意匠公報の発行前までに限られていましたが、改正により基礎意匠の出願から10年を経過する日前までは可能になりました。

3.意匠権の存続期間

(令和2年4月1日施行)

従来、意匠権の存続期間は登録日から20年間でしたが、改正により出願日から25年間に変更になりました。

4.組物の意匠の拡充

(令和2年4月1日施行)

従来は、組物の部分については意匠登録が認められませんでした。改正により

組物の部分にも意匠登録が認められることになりました。

5.損害賠償算定方法の見直し

(令和2年4月1日施行)

従来は、意匠権侵害の損害賠償額から権利者の生産・販売能力等を超える部分が除かれていましたが、改正によりこれが除かれないことになりました。

6.複数意匠一括出願手続の導入

(令和3年4月1日施行)

従来は、意匠出願毎に願書を作成する必要がありましたが、改正により複数の意匠出願をまとめて出願することになりました。

7.上記のほかにも令和2年、3年から施行された改正項目があります。

この連載で前回までに説明した内容にも改正がされるなど、知的財産の分野も法令の改正が頻繁に行われています。法律的な知識は最新の情報を入手することが重要です。

疑問点や、判断に迷われた点は、弁護士等の専門家にご相談されることをお勧めします。

人的損害と物的損害は、 時効の時期が異なる場合があります。

苦小牧事務所長 弁護士
中野 正敬



交通事故によって発生する損害は、事故によって車両が損傷した際の車両修理費などの物的損害と、怪我による治療費や休業損害などの人的損害と大きく分けられます。

車両修理費などの物的損害は、車両所有者に発生する損害ですので、車両所有者と運転者が異なる場合には、物的損害を請求する権利は車両所有者に帰属し、人的損害を請求する権利は運転者等の怪我を負った被害者に帰属することになります。この場合には、一つの交通事故によって、異なる権利者に別々の損害賠償請求権という権利が帰属することになります。

それでは、車両所有者と運転者が同一であった場合にはどうなるでしょうか。物的損害も人的損害も同一の被害者に発生していますので、一つの損害賠償請求権が発生することになりますが、物的損害と人的損害とは、被侵害利益が異なるため、物的損害にか

かる損害賠償請求権と人的損害にかかる損害賠償請求権は異なる権利と理解されています。

2020年4月1日施行の改正民法においては、人的損害にかかる損害賠償請求権の短期消滅時効期間が従来の3年から5年に改正されておりますが、物的損害にかかる損害賠償請求権と人的損害にかかる損害賠償請求権が異なる権利であることを前提にすると、短期消滅時効の起算点となる「損害及び加害者を知った時」が物的損害と人的損害とで異なることがあり得ます。

交通事故から長期間経過してから賠償請求に至るということは少ないでしょうが、一般的には、物的損害にかかる損害賠償請求権の方が先に短期消滅時効が完成することになりますので、注意が必要です。



「労災に対する 一万が一の備え」が大切です

滝川事務所長 弁護士 村田 雅彦



従業員が会社の業務に起因して、ケガをしたり、病気になってしまったりしたときは、労災保険から給付を受けることができます。さらに、このケガや病気が会社の安全配慮義務違反に基づくものである場合には、会社は労災保険でカバーされない従業員の損害についても賠償しなければなりません。

具体的にいうと、労災からは、医療費、休業補償、後遺症が残ってしまった場合の障害年金・一時金等が支給されます。他方で、治療期間に応じた慰謝料、後遺障害が残ってしまった場合の慰謝料、逸失利益といったものについては労災からは支給されません。また、休業補償についても、労災から全額支給されるわけではありません。

従業員の方が亡くなられてしまったような場合や重い後遺症が残ってしまうような場合には、会社が数千万円から場合によっては1億円を超える損害賠償義務を負わなければならないこともあります。

このように多額の賠償義務を負うことになれば、会社は設備投資や従業員の給与、借入の返済等にあてる予定であった資金を賠償金の支払いにあてなければならなくなるため、会社の運営に多大な影響を及ぼすことになってしまいますし、最悪、会社自体が存続できない状況に陥ってしまうこともあるでしょう。

会社として職場環境を整備し、労災が起きないように配慮しなければならないことはもちろんです。

ですが、従業員を守るという観点からも、起きてはいけないことが起こってしまったときのために、事業内容や事業規模に応じて、労災ではまかなえない慰謝料や逸失利益等についてカバーされる保険に加入すべきでしょう。



懲戒解雇する前に 退職届が提出されたら？

岩見沢事務所長 弁護士 小野田 充宏



長年にわたり横領を繰り返していた従業員が他部署への異動を命ぜられたため、不正がバレてしまうと心配し、先に退職届を提出して自主退職し、退職金を満額もらってしまおう、などと企てる場合があります。

会社が不正に気づいた場合、当然、きちんと調査して懲戒処分を下したいと考えるでしょう。このような場合に、「退職届が提出されたが受理せず、調査を行うこととしたい」といったご相談を受けることがあります。退職した後に懲戒処分をすることはできませんが、処分をするための調査には時間がかかるためです。

しかし、そのようなことはできません。退職届が提出された（厳密には、退職の意思表示がなされた）場合、いくら会社が受け取らないといっても、原則として2週間後に退職の効力が生じます。退職届を受理しないことによって雇用契約を継続させ、調査のための時間を稼ぐということはできないのです。したがって、懲戒処

分をするには、退職届が提出されてから2週間以内にしなければならないということになります。

しかし、わずか2週間では十分な調査ができないことも少なくなく、結局、懲戒処分に至らないまま退職となることもあるでしょう。この場合に次に考えるのが、退職金の不支給や減額、あるいは既に支給した退職金の返還請求です。就業規則に「懲戒解雇に相当する事由がある場合には退職金を支給しない」といった規定がある場合にはこのような対応も可能です（就業規則に規定がない場合はそのような対応はできません。）。もともと、裁判例等をみると、全額不支給や大幅な減額が認められるのはよほど悪質な事情がある場合に限られていることには注意が必要です。



労働時間の定義について

社会保険労務士
杉田 優



労働条件に関する最低基準を定めた労働基準法においても、労働時間に関する明確な定義はなされていません。しかし過去の裁判例(平成12年三菱重工業長崎造船所事件最高裁判決)により、一定の考え方が確立しています。

1 労働時間とは何か

同判決では、労基法上の労働時間とは「労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間」であると判示しました。ここでいう「使用者の指揮命令下に置かれているか否か」というのは、使用者から業務の遂行を義務付けられているかどうかにより判断されます。

したがって、会社の休憩時間やビルの警備業務等における仮眠時間であっても実際には労働からの解放が保障されず、いつでも就労できる状態での待機が要求されている場合は、当該時間は労基法上の労働時間に該当すると判断されます。

同様に、始業前の清掃・作業服や制

服への着替え・朝礼等が就業規則等で労働者に義務付けられている場合にも、これらに要した時間は労働時間であると認められることになります。

2 法定労働時間と所定労働時間の違い

法定労働時間とは、労基法で定める「1日8時間、1週40時間」の上限時間を指し、これを超えて労働者を就労させる場合は、時間外労働として使用者側に25%以上の割増賃金の支払義務が発生します。但しその場合、労使間で「時間外・休日労働に関する協定(いわゆる36協定)」を締結し、所轄労働基準監督署に届け出ていることが必要です。

一方、所定労働時間とは、法定労働時間の範囲内で会社が就業規則等で独自に定めた労働時間です。したがって、たとえ所定労働時間を超えて労働者を就労させても、法定労働時間を超過しない限り割増賃金の支払義務は発生しません。

育児休業の制度が変わります

社会保険労務士
定蛇 萌



近年の育児休業取得率は女性が8割であるのに対し、男性は1割と低水準で推移しています。そこで男女ともに仕事と育児の両立ができるように、育児休業法の改正が行われました。令和4年4月1日から段階的に施行されます。以下、主な改正点について述べます。

雇用環境の整備・個別の制度周知・意向確認の義務化

令和4年4月1日から、育児休業が取得しやすい雇用環境を整備することが事業主に義務づけられました。研修、相談窓口設置等の選択肢からいずれかを実施する必要があります。

また従業員本人、または配偶者の妊娠・出産等について申出を受けたときは、事業主は個別に育児休業制度の周知と休業の取得について意向確認を行う必要があります。方法は①面談、②書面交付、③FAX、④電子メール等のいずれかによります。

産後パパ育休制度の新設、育児休業の分割取得

令和4年10月1日より、現行の育児休業とは別に、子の出生直後8週間以内に4週間まで取得することができる育児休業制度が創設されます。産後パパ育休と呼ばれています。これについては、今まで分割取得が難しかった育休について、2回に分けて分割取得することが可能になりました。

また、現行の育児休業についても2回まで分割取得することが可能になりますので、男性の場合は産後パパ育休とあわせて4回まで分割して育児休業を取得することができます。

この他にも改正事項はあります。育児休業制度は細かにルールが定められており、また、改正が多いため制度の理解が難しくなっています。従業員から育児休業取得の希望があった際に慌てないよう、自社の育児休業規程の整備・理解等、見直しのお手伝いをいたします。お気軽にご相談ください。

株主総会資料などの 電子提供制度がスタートします

弁護士 熊谷 建吾



これまで、株主総会資料については、原則として書面で株主に提供する必要があり、株主の個別の承諾がある場合に限り、書面によらずにメール等で提供することが可能でした。2022年9月1日に施行される改正会社法により、株主総会資料等について電子提供制度が導入されることになりました。

この制度の適用がある場合には、個々の株主の承諾を得ることなく、会社のホームページ等のウェブサイト上に株主総会資料等を掲載するとともに、株主への招集通知時にウェブサイトへのアクセス方法を示すこと(ウェブサイトのアドレスを記載するなど)で足りることとなり、個々の株主に対しても、株主総会資料を送付する必要がなくなりました。

ただし、書面での交付を請求した株主に対しては、

これに応じる必要があります。決算書や事業報告書についても電子提供制度の適用の対象となります。この制度には、印刷や郵送のために生ずる時間や費用を削減できるといったメリットがあります。

この法改正は主に上場会社を想定したものであり、上場会社においては、令和5年3月1日以降に開催される株主総会について電子提供制度の導入が強制されます。非上場会社においても、この制度を導入することは可能であり、そのためには定款変更が必要となります(非上場会社では令和4年9月1日から導入可能です)。

なお、この同制度を採用した場合には、原則として必ず電子提供措置をとらなければならない点にも留意する必要があります。

不動産購入による相続税対策にはリスクがあります

先般報道された「路線価否定適法判決」を紹介します。この事案の概要は次のとおりです。

①A氏は約6億円を超える財産を有していた。

●A氏は、相続税対策として、一部借入により約13.9億円の物件を新たに購入。

●A氏は、節税対策として、孫を養子縁組にした。

●A氏の死亡後、その相続人がこれらの物件の価格を「相続税評価基本通達」に定める評価方法に従って約3.3億円であると申告。

●税務署は、「相続税評価基本通達」に定める評価方法を採用せず、不動産鑑定士による鑑定評価額(約12.7億円)に基づいて課税。

相続税法は、相続財産の評価に関し、「時価による」とのみ定めています。ただし、「時価」といっても、その算定にはいくつもの手法があり、税務署が、恣意的に評価方法を選択できるとすると、納税者間で不公平が生じます。そこで、国税庁は、各種財産ごとの具体的な評価方法として「財産評価基本通達」(以下、基本通達)を定めており、税務署はこれに従って評価するものとされています。ただし、通達はあくまで行政機関における内部ルールであって、納税者を拘束するものではありません。納税者は、基本通達による評価額が時価と乖離していることを理由に裁判等で争うことが可能です。基本通達には、「この通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の

価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する」という例外規定をもうけています。

今回の案において税務署は、新たな不動産の購入は租税回避目的によるものであることを理由に、この例外規定を適用しました。

最高裁もこの税務署の決定を適法と判断しました。判旨は次のとおりです。前提として、物の客観的な交換価値(いわば市場価額)を①、基本通達による評価額を②、基本通達によらない評価額③とします。

①相続税法の時価とは①である。

②税務署の採用した評価額が、③(②を超過)であったとしても、①を超過しない限り相続税法に違反することはない。

③ただし、税務署が特定の者についてのみ、③ではなく、②を採用することは、合理的な理由が無い限り平等原則に違反して許されない。

④本件では、③を採用した場合に税負担の公平に著しく反することとなることから、②を採用すべき合理的な理由がある。

今回の最高裁のロジックも理解できなくはないのですが、上述のとおり、相続税法は端的に「時価」によるのみ規定しており、時価とは関わりのない財産の取得経緯・動機といった事情を課税価格の算定において考慮することを同法が許容しているのか?という疑問は残るところです。

所有者不明の 土地の解消のために

弁護士
細谷
祐輔



所有者不明土地の増加と問題点

相続時の登記や、住所変更の登記がなされないこと等によって、所有者が不明の土地が増加しています。結果として、土地が管理されずに放置され、民間取引や公共事業等による土地の利活用ができないという事態が生じ、社会問題となっています。

所有者不明の

土地の解消に向けた法改正

本年4月、この問題を解消するための法改正がなされました(施行時期は改正内容により令和5年4月1日以降の時期)。改正内容は、土地の所有者不明発生を防ぐための改正と、土地の有効活用を可能にするための改正に分けられます。

所有者不明土地の発生を 予防するための改正

相続が発生した場合の相続登記や住所変更登記の申請が義務化されました。義務化に伴い申請手続が簡略化され、登記費用の負担も一部軽減されます。住所

変更の登記は、他の公的機関から得た情報に基づいて登記官が職権で行うことができるようにすることで申請義務の負担を緩和することが期待されています。

相続等で望まずに土地を取得した場合には、所定の要件を満たす場合、法務大臣の承認を得て土地を国庫に帰属させ手放すことができるようになりました。

土地利用の円滑化

(有効利用)のための改正

土地を有効利用するため、現行の財産管理制度が見直され、所有者不明不動産のための新たな管理制度が創設されます。共有者が不明の共有地についても裁判所関与のもと所在のわかる共有者の同意によって管理することが可能になります。

また、相続開始から10年が経過した場合には法定相続分どおりの遺産分割を行うことで権利関係を早期に確定させる仕組みが設けられました。

4月1日から成人年齢が 18才に引き下げられました

弁護士
角大
祐



民法の改正により、2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。

民法の成年年齢には、①一人で有効な契約ができる年齢と、②父母の親権に服さなくなる年齢という2つの意味があります。

一人で有効な契約ができる

未成年者は、親の同意がなくては有効な契約ができず、同意のない契約は取り消すことができます。成年になれば、原則、一人で、携帯電話契約や賃貸借契約、ローン契約など様々な契約ができるようになります。一人で契約ができるということは、当然、支払いや契約時の諸条件の履行など、責任が伴います。そこにつけ込む悪質な業者などに十分な注意が必要です。

親権に服さなくなるとは

未成年者は、父母の親権に服し、財産管理や居住地などについて、親権者の決定に従う必要があります。成年になれば、財産管理の方法や居住地、就職先などを自分で決定できるようになります。

また、親権者と未成年の子が共同相続人

となる遺産分割など、親権者と未成年の子の利益が相反する行為(これを「利益相反行為」といいます。)では、親権者は家庭裁判所に未成年の子を代理する「特別代理人」の選任を申立てしなければなりません。利益相反行為について親権者が未成年の子を代理すると、親権者に都合の良いように内容を決めることができってしまうためです。成年になれば、親と利益が相反する行為を行う場合でも特別代理人を選任する必要はなくなります。

20歳にならないとできないこと

健康被害防止や青少年保護の観点から、飲酒、喫煙、公営競技(競馬、競輪、オートレース、モーターボート競走等のギャンブル)の投票権(馬券等)の購入の年齢制限は、それぞれの特別法で20歳未満は禁止となっており、2022年4月1日以降も変更はなく、20歳にならないとできません。



債務者の財産状況を第三者から取得できる制度が出来ました

弁護士 日和優人



1 はじめに

貸金、損害賠償請求及び養育費などの金銭債権を請求する裁判を起し勝訴判決等を得たり、公正証書で債務の支払いについて合意をした場合であっても、債務者が任意に支払いをしない場合は、強制執行の手続きをとる必要があります。

もっとも、強制執行をするためには、債権者が債務者の財産を把握している必要があります。しかし実際には、事前に債権者が債務者の財産を把握している事例はあまり多くありません。

そこで、このような金銭債権の強制執行の実効性を高めるために、債権者が債務者の財産に関する情報を第三者から取得できるという制度が導入されました。

2 債権者が取得できる情報とは

債権者が取得できる情報は、次の4つです。

- ①不動産の情報(登記所から)
- ②勤務先の情報(市町村などから)
- ③預貯金の情報(金融機関から)

④株式等の情報(証券会社などから)

ただし、②の勤務先の情報については、プライバシー性の高い情報であることから、⑦養育費や婚姻費用等の債権と①人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権を有している債権者に限られています。

3 申立てができる債権者

これらの情報取得の申立てができるのは、債務名義(確定判決、和解調書、家事審判、家事調停調書及び強制執行受諾文言付きの公正証書)を有している債権者です。

このような債権者は、債務者に関する①～④の情報を予め取得しておくことで、効果的な強制執行を行うことが可能になります。



養育費の不払いは大きな社会問題です

弁護士 大塚智子



夫婦が離婚しても、子供の親であることには変わりません。離婚後、子供と離れて暮らす親は、子供を養育する親に対し、経済力や子どもの年齢等に応じた養育費を支払う義務があります。

養育費は話し合いで決められない場合、家庭裁判所の調停や審判で決めることができます。また、離婚の裁判において決めることもできます。

現在、日本では、先進国の中でも養育費の支払い水準が低く、養育費の不払いは、ひとり親家庭の貧困の一因とされ大きな社会問題となっています。

養育費が支払われない場合、強制執行手続により相手方の給与や財産(預貯金等)等を差し押さえることができます。しかし、勤務先や口座等を特定して申し立てる必要があります、調査が困難なために諦めるケースも少なくありませんでした。

新たな法改正で、相手方の財産調査が容易になりました。

財産開示手続(相手方を裁判所に呼び出

し、財産状況を陳述させる手続)の実効性を向上させるため、財産開示手続の際に裁判所へ出頭しなかったり、嘘をついたりした場合の罰則が強化されました(6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金という刑事罰)。

養育費を取り決めた公正証書があれば財産開示手続を利用できるようになりました(改正前は調停や裁判等が必要でした)。

必要な条件をみれば、裁判所から銀行や市町村役場、年金事務所等に対し、相手方の預金口座や勤務先等の情報を問い合わせることが可能になりました。

養育費は子供にとって大事なものです。養育費に関しお困りの場合は、一度ご相談ください。



まっさらな気持ちで お役に立てるよう励みます



弁護士 高橋 祐二

本年4月より、小寺・松田法律事務所に入所しました弁護士の高橋祐二と申します。「判事補及び検事の弁護士職務経験制度」に基づき、赴任いたしました。

私は、生まれも育ちも岐阜県で、中央大学(真法会に所属しております。)を卒業、早稲田ロースクールを修了し、1年間京都での司法修習を経た後、名古屋地方裁判所の判事補に任官し、民事部で約2年2ヶ月、刑事部で約1年執務を経験いたしました。

民事部在任中は、通常部(民事第5部)に属していたこともあり、あらゆる分野の訴訟・事件を取り扱って参りました。とりわけ、アカデミックハラスメントに関する訴訟や、公共事業の一時中止に伴う増加費用負担に関する訴訟、マンション建設に伴う日照権問題に関する訴訟といった、印象深い事件にも携わり、学びの機会を得て参りました。

刑事部(刑事第5部)に異動後も、裁判員裁判事件や不正競争防止法違反事件など、複雑・難解な訴訟に携わる機会をいただき、裁判手続を進行する中で、裁判員の方々との評議の進め方やコミュニケーションの取り方(とりわけ、難解な法律概念をそれぞれの概念の本質を損なうことなくどのようにかみ砕いて説明すれば、より一般の方々にも分か

っていただけるか等)、被疑者・被告人の身体拘束に関する判断等、貴重な経験を積み重ねることができました。

これらの経験を、日々依頼者の方と向き合う弁護士業務で活用する所存です。

札幌の地は、一度、個人的な旅行でお邪魔させていただいた以来の来訪であり、地縁・人縁等の全くない土地ですが、まだ、若い(見た目は老けていますが)間に、多彩な経験を積みたいと札幌への赴任を希望し、今回、小寺・松田法律事務所とのご縁をいただきました。このご縁を大切に、職務に取り組む所存です。

体力には自信があり、趣味も、旅行(寺社仏閣に行くことが多いです)・鉄道(長時間の乗車もあまり苦にならないタイプです)・音楽・運動(バスケットボール・若干の山登り等)・美味しいもの等々幅広く、フットワークは非常に軽い自負があります。今後とも、弁護士業務に軸足を置きつつ、様々なことに挑戦したいと考えております。

修習を終えて、4年目に突入したばかりの若輩者で、至らぬ点が多々あるかとは思いますが、経験が浅いことを逆手に、好奇心旺盛に、全力投球で、あらゆることを吸収しながら職務に邁進していく所存です。今後とも何卒ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

いつもK&Mレポートをご覧いただき、ありがとうございます。
ご意見、ご感想などありましたら、以下のアドレスまでメールいただければ幸いです。
皆様からの貴重なご意見をお待ちしていますので、よろしくお願い致します。

✉ kmreport@kmlaw.jp

札幌弁護士会所属

弁護士法人 小寺・松田法律事務所

●Homepage <https://www.kmlaw.jp/>

●Facebook <https://www.facebook.com/kmlaw1983>



[札幌事務所] 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL 011-281-5011 / FAX 011-281-5060

[岩見沢事務所] 〒068-0021 北海道岩見沢市1条西5丁目4番地2 ライズビル2階

TEL 0126-22-3380 / FAX 0126-22-3188

[滝川事務所] 〒073-0036 北海道滝川市花月町1丁目1番10号

TEL 0125-23-8455 / FAX 0125-23-8448

[苫小牧事務所] 〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階

TEL 0144-36-7230 / FAX 0144-36-3101

K M 社会保険労務士法人

[札幌事務所] 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西10丁目 南大通ビル6階

TEL 011-281-5011 / FAX 011-281-5060

[苫小牧事務所] 〒053-0022 北海道苫小牧市表町2丁目1番14号 王子不動産第3ビル5階

TEL 0144-36-7230 / FAX 0144-36-3101